

令和2年度「災害時における給食提供に関する実態調査」結果報告書

岐阜県健康福祉部保健医療課・保健所

1 調査概要

- (1) 目的 給食施設における危機管理体制や災害時用備蓄食品の確保等の状況を調査し、災害時の適切な給食提供のための取り組みを推進する。
- (2) 調査時期 令和2年11月
- (3) 調査実施数 岐阜県内給食施設 1,375施設から回答を得た
(中核市である岐阜市に所在する施設を除く)

表1 集計施設数

(単位：施設)

学校・幼稚園	病院	介護 老人保健	介護 医療院	老人 福祉	児童 福祉	社会 福祉	事業所	寄宿舍	その他	総計
167	63	51	3	341	342	50	145	33	180	1,375

表2 集計施設数（施設区分別）

(単位：施設)

施設区分*	学校・幼稚園	病院	介護 老人保健	介護 医療院	老人 福祉	児童 福祉	社会 福祉	事業所	寄宿舍	その他	総計
特定	142	42	33	2	73	171	7	76	10	15	571
その他等	25	21	18	1	268	171	43	69	23	165	804

*施設区分

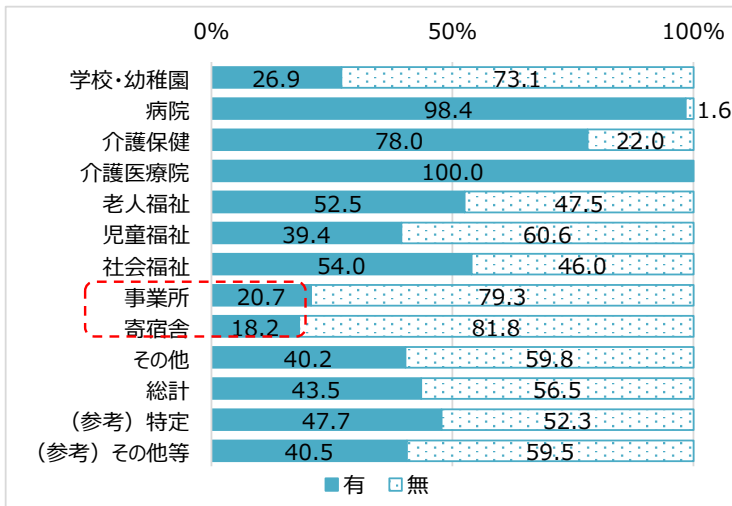
- 特定（特定給食施設）・・・1回100食以上または1日250食以上提供施設
- その他等・・・その他の施設（1回20食以上100食未満または1日50食以上250食未満提供施設）及び小規模給食施設（1回20食未満かつ1日50食未満の食事を供給するものであって、栄養管理（給食管理）等が必要と認められる施設）

2 調査結果

※グラフは欠損値を除いて%を表示する。

(1) 危機管理体制の整備（施設内）について

①災害時における給食提供に関するマニュアルの有無



- ◆病院・介護医療院では、ほぼすべての施設で災害時における給食提供マニュアルが作成されています。
- ◆事業所・寄宿舍は、マニュアルを作成されている割合が低い状況です。



CHECK!

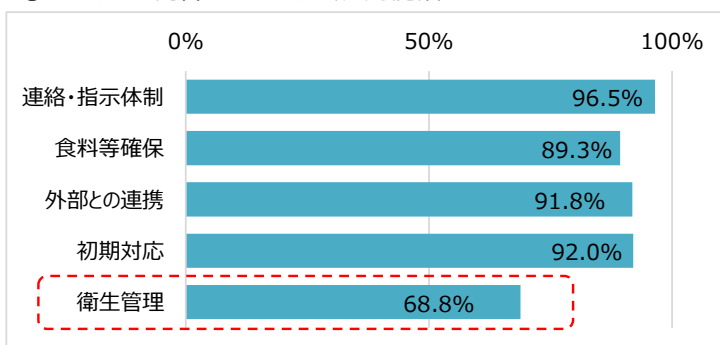
岐阜県ホームページより、「給食施設における災害時給食提供マニュアル作成の手引き」がダウンロードできます。マニュアル作成の参考に御活用ください。

岐阜県 特定給食施設

検索



②マニュアルの内容 * マニュアルがある施設のみ



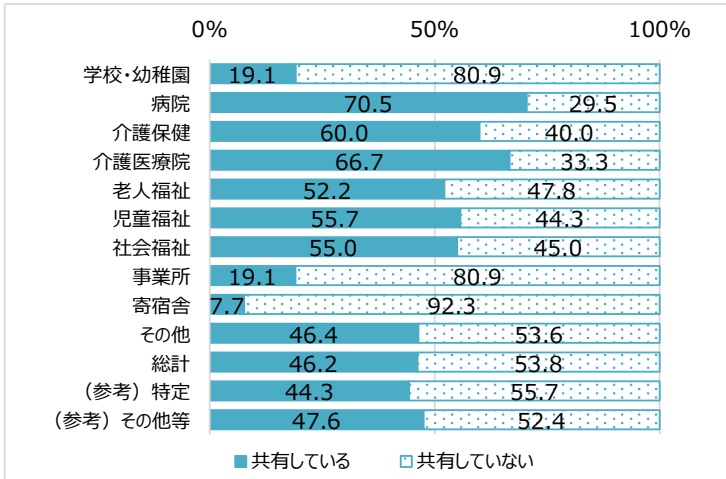
- ◆連絡・指示体制・外部との連携・初期対応に関する内容について、9割以上の施設でマニュアルに明記されています。
- ◆衛生管理については、31.2%の施設が明記されていません。



CHECK!

ライフラインが寸断された時は、通常の衛生管理を行うことができません。各パターンに対応した対応方法を検討し、喫食者に適切で安全・安心な食事提供をする必要があります。【手引きP12参照】

③マニュアルの共有について（施設全体） * マニュアルがある施設のみ

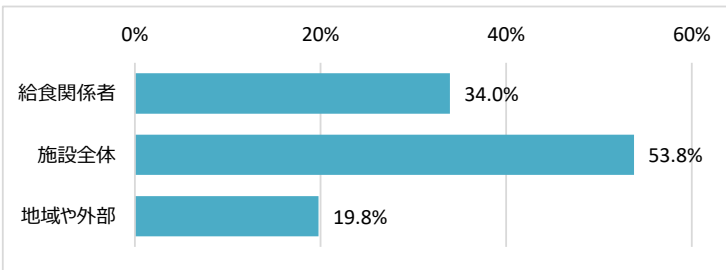


◆施設全体でマニュアルを共有している給食施設は、46.2%です。
◆学校・幼稚園、事業所、寄宿舎は、施設全体でマニュアルを共有している割合が2割以下です。

CHECK !

施設全体でマニュアルを共有し、すでに施設としての取り決めがある場合は、それらのマニュアル等との相違が無いよう確認しましょう。【手引きP5参照】

④災害時訓練・研修について



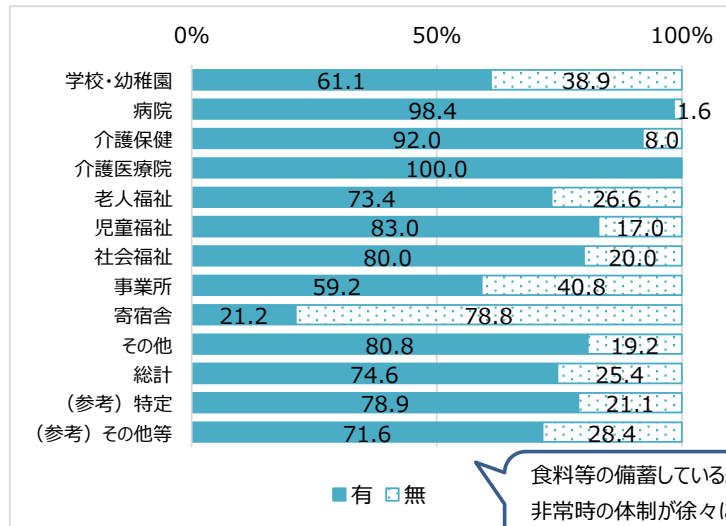
◆施設全体で、日常的・計画的に訓練や研修を行っている施設は、53.8%です。

CHECK !

平常時から災害発生等を想定した訓練を給食部内で実施することはもとより、施設内全体でも実施し、マニュアルの検証を行い、不都合な点や曖昧な点は施設内の委員会等で検討し、随時見直ししていく必要があります。【手引きP16参照】

(2) 備蓄等災害時食料の確保

①災害時食料等の備蓄状況の有無



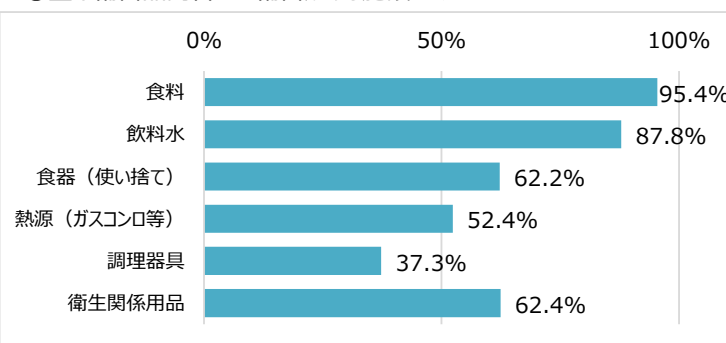
◆施設種別ごとにとみると、病院、介護老人保健施設、介護医療院で9割以上の施設が備蓄を保管しています。
◆学校・幼稚園、事業所、寄宿舎で備蓄保管している割合が少ないです。

CHECK !

非常・災害時に使用する備蓄食品や物品は、利用者の特性や施設の立地条件等を勘案し、種類、量、保管方法、保管場所等を検討し、備蓄食品を活用した食事提供ができるよう整備する必要があります。【手引きP6-8参照】

食料等の備蓄している給食施設の割合は、平成27年度時点*で62.6%でした。非常時の体制が徐々に整備されています。
*平成27年度栄養管理報告書より

②主な備蓄品内容 * 備蓄がある施設のみ



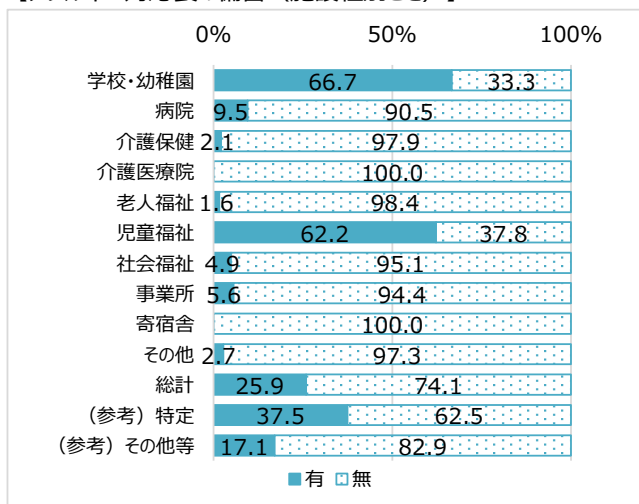
◆主な備蓄品の内容は、食料（95.4%）、飲料水（87.8%）、衛生関係用品（62.4%）の順に割合が高いです。

CHECK !

備蓄をしておくものは、食品だけでなく、使い捨てディスプレイ食品等の食事に必要な物や、食品を温めたり、調理をするための熱源等も必要に応じて準備しておきましょう。【手引きP6-8参照】

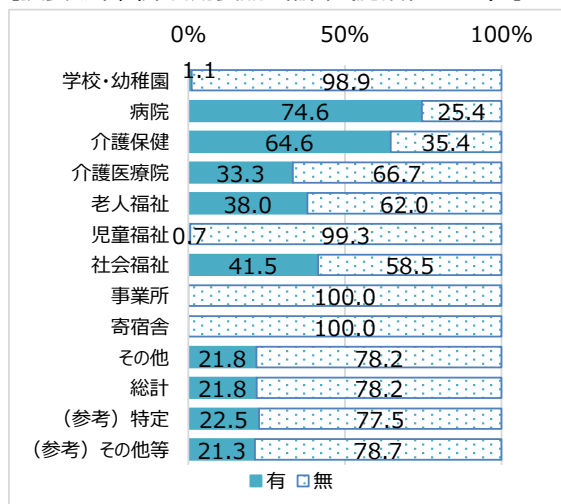
③施設利用者の特性に合わせた食種等の備蓄について * 備蓄がある施設のみ

【アレルギー対応食の備蓄（施設種別ごと）】



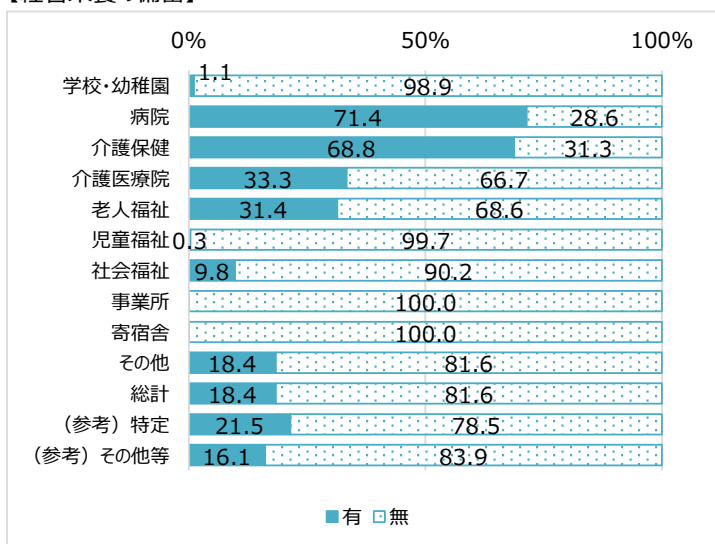
◆アレルギー対応食の備蓄をしている施設種別は、学校・幼稚園（66.7%）、児童福祉施設（62.2%）の順に割合が高いです。

【摂食嚥下困難者用食品の備蓄（施設種別ごと）】



◆摂食嚥下困難者用食品の備蓄をしている施設種別は、病院の（74.6%）、介護老人保健施設（64.6%）の順に割合が高いです。

【経管栄養の備蓄】



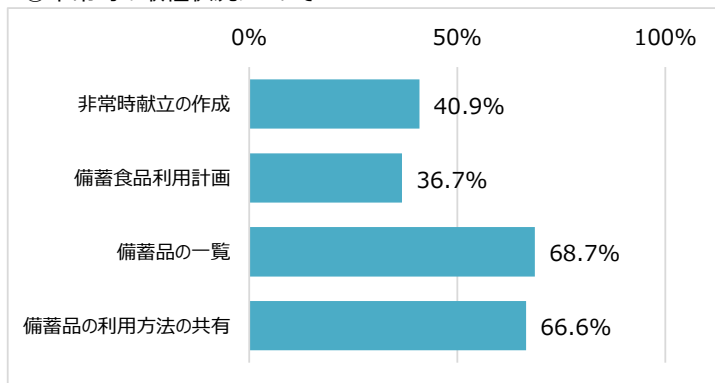
◆経管栄養の備蓄をしている施設種別は、病院（71.4%）、介護老人保健施設（68.8%）の順に割合が高いです。



CHECK!

非常・災害時用献立に基づき、施設利用者の特性に合わせた食種（腎臓食、アレルギー対応食、離乳食等）や食形態（軟食、ソフト食、ペースト食等）の食品や水の備蓄が必要です。【手引きP6-8参照】

④平常時の取組状況について



◆非常時献立を作成している施設は40.9%と半数に満たない状況です。

◆備蓄品の一覧を作成している施設は68.7%、備蓄品の利用方法の共有をしている施設は66.6%です。



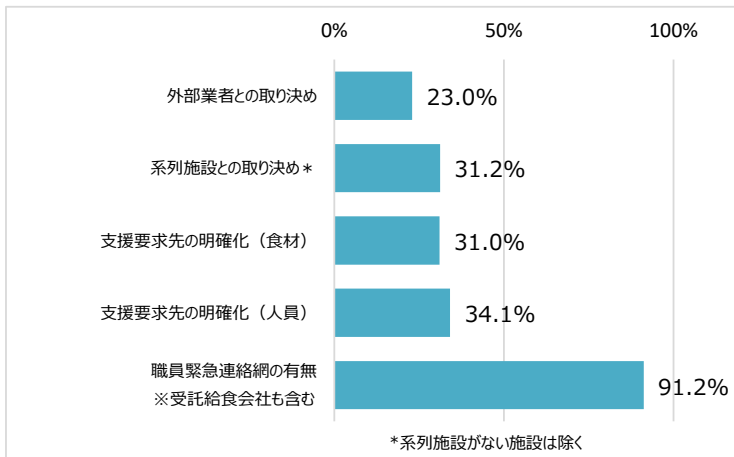
CHECK!

非常時にも対象者にあった食事が提供できるよう、献立を作成しておきましょう。

災害時には、いつでも誰でも備蓄品が使用できるよう、備蓄場所や利用方法を施設内で共有しましょう。【手引きP6-8参照】

(3) 外部体制の明確化

①外部との連携についての有無



- ◆外部業者との連携が明確になっている施設は少ない状況です。
- ◆職員緊急連絡網がある施設は91.2%とほとんどの施設で整備されています。

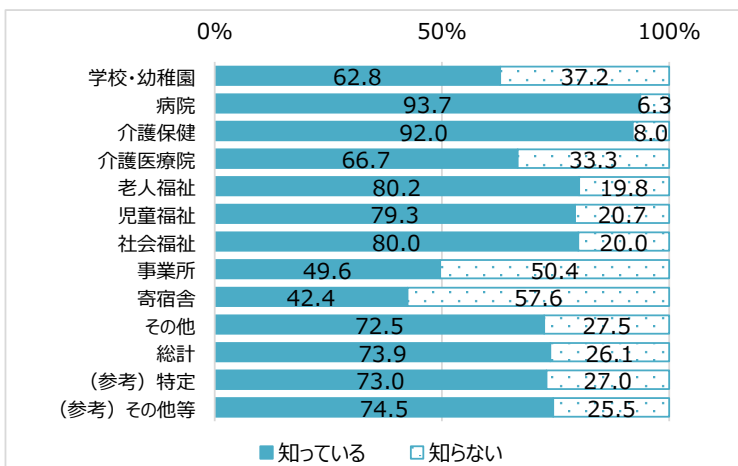


CHECK!

災害時の非常事態では、自助努力だけでは対応が難しい状況も考えられます。近隣及び類似施設間において相互支援や協力等の体制を検討しておくとともに、支援要請ができるよう準備しておく必要があります。【手引きP15参照】

(4) その他

①災害発生時に給食施設の被災状況を保健所に報告しているか。



- ◆3食提供施設がある病院や介護老人保健施設、老人福祉施設、社会福祉施設は8割以上が知っていると回答しました。



CHECK!

給食施設が被災した場合

下記報告様式で保健所に施設状況の報告をお願いします。

岐阜県公式ホームページ

- > 給食施設における災害時給食提供マニュアル作成の手引き
- > 資料③給食施設 被災状況及び支援調べ

施設報告により、保健所が被災状況と必要とする支援内容を把握し、関係部署と必要な支援について調整します。



3. まとめ

- ◆3食提供施設はもとより、1食提供施設についても、平常時から関係者が一緒に災害時の対応を検討し、内容を共有し、意識を高め、また見直しや改善に取り組んでいきましょう。
- ◆特定多数の人に継続的に給食を提供する施設においては、災害発生時においても、原則自己完結で喫食者に適切で安全・安心な給食を提供し、適切な栄養管理が実施されることが求められます。平常時から利用者の特性や施設の立地条件等を勘案し、献立作成や備蓄を用意しましょう。
- ◆地域保健所開催の研修会等の機会を活用し、同じ種別施設間で情報共有するなど、平常時より近隣給食施設等との連携を図りましょう。

調査への御協力ありがとうございました。